

国立劇場あぜくら会・国立文楽劇場友の会会員規約

第1条（本規約の範囲及び変更）

1 本規約は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「当振興会」といいます。）が提供する各種サービスのうち「国立劇場あぜくら会」及び「国立文楽劇場友の会」に係る「会員登録制サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に際し、当振興会及び本規約を承諾した上で当振興会所定の手続により本サービスに入会した会員（以下「会員」といいます。）に適用されるものとします。

2 入会契約の成立後、会員は誠実に本規約を遵守する義務を負うものとします。

3 当振興会は、次の各号のいずれかの場合には、会員の個別の承諾を得ることなく本規約の全部又は一部を変更することができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。その場合、当振興会は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び効力発生日を会員に通知するとともに「国立劇場チケットセンター」サイト上に掲示して周知します。第2号の場合には、その変更の周知は効力発生日から相当な期間前までに行うものとします。効力発生日以降は、変更後の規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理性があるとき

第2条（会員の区分）

1 会員の区分は次の各号に定めるとおりとし、会員は入会時に選択した区分の会員になるものとします。

- (1) 国立劇場あぜくら会会員…会員のうち、年会費を払うことにより、当振興会が主催する公演のうち国立文楽劇場以外で行われる公演について、一般発売より先行してチケットを購入することができる等の当振興会が定めた特典を利用することができる、有効期限がある会員。

- (2) 国立文楽劇場友の会会員…会員のうち、年会費を払うことにより、当振興会が主催する公演のうち国立文楽劇場で行われる公演について、一般発売より先行してチケットを購入することができる等の当振興会が定めた特典を利用できることができる、有効期限がある会員。

- (1) 入会希望者が既に会員になっている場合。
- (2) 入会希望者が、過去において、本規約

有効期限がある会員。

※上記各区分のほか、一般会員、特定会員、その他の区分を設ける場合があります。各区分の詳細は別途当振興会が定めるとおりです。

2 前項の公演チケットの先行予約は、一般発売より先行して販売するチケットについて購入する権利を付与するものです。ただし、公演会場やイベント内容によっては販売枚数に制限がありますので、チケットをお取りいただけない場合がございます。

3 前項ただし書に該当する場合であっても、当振興会は会員に対し、支払済みの年会費等の返還は行わないものとします。

4 第2項に定めるほか、会員が利用できる特典の内容は、当振興会が別途定めるとおりとします。

第3条（入会契約の申込み）

1 本サービスへの入会を希望する人（以下「入会希望者」といいます。）は、当振興会より提供される本規約及び入会案内を承諾した上で、所定の手続に従って、本人自身で入会契約締結を申し込むものとします。

2 入会希望者が未成年者である場合、入会希望者は、本サービスに入会すること及び本サービスを利用することについて、親権者の事前の同意を得るものとします。

3 決済手段としてクレジットカードを指定した場合は、クレジットカードの会員規約に従うものとし、当該クレジットカード会社にて認証確認が行なわれることについて、予め同意したものとします。

第4条（入会契約の成立）

1 入会希望者が、第3条に規定する入会契約の申込みを行い、これに対して当振興会が承諾した後、当振興会が別途定める期日までに、当振興会が別途定める年会費（消費税相当額を含みます。）の納入決済処理を完了したときに入会契約が成立したものとみなします。

2 当振興会は、入会希望者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該入会契約の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当振興会は、入会希望者に対して承諾しない理由を開示する義務を負いません。

- (1) 入会希望者が既に会員になっている場合。
- (2) 入会希望者が、過去において、本規約

又は当振興会が定める他の規約への違反等により会員資格の取消等の処分を受けたことがある場合。

- (3) 申込み内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
- (4) 未成年者である入会希望者が親権者の同意を得ていない場合。
- (5) 入会希望者が、暴力団、暴力団関係企業・団体若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当する場合。
- (6) その他、合理的な事由により、当振興会が入会契約の締結を不適当と判断する場合。

第5条（連絡事項）

1 当振興会から会員への通知は、電子メール、郵送、又は「日本芸術文化振興会ホームページ」若しくは「国立劇場チケットセンターホームページ」上の掲示、その他当振興会が適当と認める方法により行われるものとします。

2 前項の通知が電子メールで行われる場合、当振興会は、会員が予め届け出た電子メールアドレス宛に発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって、会員への通知が完了したものとみなします。会員は、当振興会が電子メールで発信した通知を、遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。また、前項の通知が郵送で行われる場合、会員が予め届け出た住所宛に郵送し、通常到達すべき時期に通知が到達し完了したものとみなします。

3 会員が退会を希望する場合には、所定の方法により会員自ら退会の届出を当振興会に対して行うものとします。その際、当該会員は当振興会に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、会員が有効期限の途中で退会した場合であっても、当振興会は、理由の如何を問わず、既に支払われた年会費その他の料金等の払戻義務を一切負わないものとします。ただし、当振興会に故意又は過失がある場合にはこの限りではありません。

第9条（会員資格の停止・取消）

1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当振興会は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員資格を停止又は取り消すことができるものとします。また、会員資格が取り消された場合、当該会員は、当振興会に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、会員資格が停止又は取り消されたことにより会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当振興会は、その損害を賠償すべき義務を負わないものとし、理由の如何を問わず、既に支払われた年会費その他の

します。

3 第1項の届出を怠ったことによる会員の損害について、当振興会は一切の責任を負いません。また、会員が前記届出を怠ったことにより当振興会その他の第三者が被った損害について、会員は全ての責任を負うものとします。

第8条（有効期限・退会）

1 会員資格の有効期限は、会員登録日から翌年同月末日までとします。会員資格の有効期限後も会員継続を希望される場合は、別途通知する更新手続期間内に所定の年会費を納入することにより、会員資格の有効期限の翌日より1年間、会員資格を更新できるものとし、以降も毎年同様とします。上記の更新手続期間内に所定の年会費を納入しないまま当該期間を経過した場合は、会員資格を更新できないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、会員が会員資格の自動更新を選択した場合には、有効期限満了日の2か月前までに退会を申し出ない限り、会員資格が自動で1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

3 会員が退会を希望する場合には、所定の方法により会員自ら退会の届出を当振興会に対して行うものとします。その際、当該会員は当振興会に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、会員が有効期限の途中で退会した場合であっても、当振興会は、理由の如何を問わず、既に支払われた年会費その他の料金等の払戻義務を一切負わないものとします。ただし、当振興会に故意又は過失がある場合にはこの限りではありません。

第7条（登録内容の変更）

1 会員は、入会契約の申込みにおいて届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法により当該変更の届出を当振興会に対して行うものとします。

2 会員は、前項の届出を怠ったことにより当振興会からの通知又は物品の送付が不到達となつても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものと

料金等の払戻義務を一切負わないものとします。は一切の責任を負いません。

- (1) 第4条第2項各号に該当することが判明した場合。
- (2) インターネットサービス利用規約で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
- (3) 料金等の支払債務の履行遅滞又は履行不能が発生した場合。
- (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- (5) 一個人が会員登録を多重にしていると当振興会がみなした場合。
- (6) 営利を目的として、購入若しくは譲受けたチケットを第三者に販売ないし譲渡した場合。
- (7) 法令又は本規約に違反し、当振興会から催促を受けたにもかかわらず相当期間内に違反を是正しなかった場合。
- (8) 風説の流布、偽計、威力その他の不正な手段を用いて当振興会の信用を毀損した場合。
- (9) 合理的な事由により前各号のいずれかに該当するおそれがあると当振興会が判断した場合
- (10) その他、合理的な事由により会員として不適切と当振興会が判断した場合。

2 会員が前項各号に該当する場合、当該会員は当該行為により当振興会その他の第三者が被った損害を賠償する責めを負うものとします。

第10条(利用前の準備)

会員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するため必要な通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。

第11条(会員証)

- 1 当振興会は、会員のうち「特定会員」の区分を選択して入会した会員（以下「特定会員」といいます。）に対して会員証を発行します。
- 2 特定会員は、自らの責任において会員証を適切に管理するものとし、第三者に譲渡、共有又は貸与しないものとします。会員証を紛失した場合又は破損等により使用できなくなった場合においても、それが当振興会に故意又は過失によるものでない限り、当振興会

第12条(会員番号及びパスワードの管理)

- 1 会員のうち「一般会員」の区分を選択して入会した会員（以下「一般会員」といいます。）は、当振興会が指定のウェブサイトから、会員番号及びパスワードを用いて本サービスを利用することができます。
- 2 当振興会は、入力された会員番号及びパスワードをもって、一般会員の本人確認を行います。会員番号及びパスワードが登録されたものと一致することを当振興会が確認した場合、一般会員本人による利用であるとみなします。
- 3 一般会員は、会員番号及びパスワードの管理責任を負うものとします。会員番号及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、一般会員が負うものとし、当振興会は、故意又は過失がない限り一切の責任を負いません。
- 4 一般会員は、会員番号及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されている等を知った場合には、直ちに当振興会にその旨を連絡するとともに、当振興会からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第13条(会員情報の取扱い)

- 1 当振興会は、会員が入会契約の申込みを行った際に知り得た個人情報、及び会員が本サービスを利用する過程において知り得た個人情報を、当振興会が別途定める「プライバシーポリシー」に従って適切に利用・管理するものとし、会員はこれに同意します。
- 2 当振興会は、プライバシーポリシーに定める場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供しないものとします。

- (1) 会員が、個人情報（会員の氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、販売履歴等）の第三者提供に同意している場合。
- (2) 当振興会が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計情報を、会員の特定ができない形式に加工して開示する場合。
- (3) 本サービスにより購入したチケットを

用いて会場に入場する際の本人確認のため、チケット購入者及びチケット利用者の情報を使用する場合。

- (4) 本サービスにてチケットを購入した会員やチケット利用者に対して、公演中止・延期・内容変更等の連絡や、それに伴う払戻し業務を行なうため、チケット購入者及びチケット利用者の個人情報の一部（氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレスなど）を使用する場合。
- (5) 法令に基づく場合。
- (6) 犯罪捜査のために警察等の公的機関から要求された場合。
- (7) その他、合理的な事由により本サービスの運営上必要と当振興会が判断した場合。
- 3 当振興会は、会員があらかじめ同意した場合には、その個人情報をを利用して本サービスその他当振興会が提供する商品又はサービスを案内する目的で、ダイレクトメール等を送信できるものとします。ただし、会員は、所定の方法によっていつでもダイレクトメール等の送信を希望しない旨を当振興会に通知することができるものとし、当振興会は、当該通知を受領した場合、直ちにダイレクトメール等の送信を停止します。

第14条(サービスの停止等)

- 1 当振興会は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができます。

- (1) システムの点検又は保守を行う場合。
 - (2) 火災、地震、津波等の天災、停電、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) システムの障害が発生した場合又はシステムに負荷が集中した場合。
 - (4) その他、合理的な事由により当振興会が必要と判断した場合。
- 2 当振興会は、本サービスの全部又は一部の内容を変更し、又は終了させることができます。この場合、当振興会は可能な限り会員に事前に通知するものとします。
 - 3 前二項により会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当振興会は、その損害を

賠償すべき義務を負わないものとし、また、理由の如何を問わず、既に支払われた年会費その他の料金等の払戻義務を一切負わないものとします。ただし、当振興会に故意又は過失がある場合にはこの限りではありません。

第15条(免責事項)

- 1 当振興会は、本サービスの内容について、その安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性及び特定の目的への適合性、並びに本サービスの提供の継続性を明示的にも黙示的にも保証していません。
- 2 当振興会が会員に対して損害賠償責任を負う場合、その理由の如何を問わず、損害賠償の範囲は、通常生じ得る損害に限定されるものとし、かつ、本サービスに関して当振興会が会員から実際に受領した総額を上限とするものとします。ただし、当振興会に故意又は過失がある場合にはこの限りではありません。

第16条(損害賠償)

- 1 会員は、本サービスの利用に関し、会員の責めに帰すべき事由により当振興会又は第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。
- 2 会員は、本サービスの利用に関し、第三者からクレーム又は請求を受けた場合及び第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任及び負担でこれを解決するものとします。

第17条(権利義務の譲渡禁止)

会員は、本規約に基づく入会契約上の地位又は権利義務の全部若しくは一部を、当振興会の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡することはできません。

第18条(管轄裁判所)

本サービスに関する、会員と当振興会との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって解決するものとします。協議をしても解決しない場合、国立劇場あづら会会員に関する紛争は東京地方裁判所、国立文楽劇場友の会会員に関する紛争は大阪地方裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(附則)

本規約は2026年4月1日より発効するものとします。